

令和 8 年

奈良市議会 9 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 25 号	令和7年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率 の報告について……………	1
〃 第 26 号	令和7年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比 率の報告について……………	2
〃 第 27 号	令和7年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定につい て……………	(別冊)
〃 第 28 号	令和7年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	(別冊)
〃 第 29 号	令和7年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 30 号	令和7年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算の認 定について……………	(別冊)
〃 第 31 号	令和7年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会 計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 32 号	令和7年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	(別冊)
〃 第 33 号	令和7年度奈良市サマルカンド交流事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 34 号	令和7年度奈良市病院事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 35 号	令和7年度奈良市水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 36 号	令和7年度奈良市下水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 37 号	奈良市第5次総合計画の実施状況（令和7年度）の報 告について……………	3
〃 第 38 号	奈良市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報 告について……………	4
〃 第 39 号	市長専決処分の報告について……………	5
〃 第 40 号	市長専決処分の報告について……………	7
〃 第 41 号	市長専決処分の報告について……………	9

奈良市報告第 42 号	市長専決処分の報告について……………	11
〃 第 43 号	市長専決処分の報告について……………	13
〃 第 44 号	市長専決処分の報告について……………	15
〃 第 45 号	市長専決処分の報告について……………	17
〃 第 46 号	市長専決処分の報告について……………	19
〃 第 47 号	市長専決処分の報告について……………	21
〃 第 48 号	市長専決処分の報告について……………	23
〃 第 49 号	市長専決処分の報告について……………	25
奈良市議案第 89 号	令和 8 年度奈良市一般会計補正予算（第 3 号）……………	27
〃 第 90 号	令和 8 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	31
〃 第 91 号	令和 8 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	33
〃 第 92 号	令和 8 年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）……………	35
〃 第 93 号	奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例の一部改正について……………	72
〃 第 94 号	奈良市一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例の制定について……………	73
〃 第 95 号	奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について……………	75
〃 第 96 号	奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について……………	76
〃 第 97 号	奈良市自転車駐車場条例の一部改正について……………	77
〃 第 98 号	奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	78
〃 第 99 号	令和 7 年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	80
〃 第 100 号	令和 7 年度奈良市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	81
〃 第 101 号	財産の取得について……………	82

奈良市議案第 102 号	財産の取得について……………	83
〃 第 103 号	財産の取得について……………	84
〃 第 104 号	財産の取得について……………	85
〃 第 105 号	財産の取得について……………	86
〃 第 106 号	財産の取得について……………	87
〃 第 107 号	財産の取得について……………	88
〃 第 108 号	財産の取得について……………	89
〃 第 109 号	町の区域の変更について……………	91
奈良市諮問第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	94
〃 第 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	96
〃 第 7 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	98
〃 第 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	100
〃 第 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	102

令和7年度決算に基づく奈良市財政の 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

（単位：％）

比 率 名	令和7年度決算に基づく 健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率（3か年平均）	9.9	25.0
将来負担比率	60.7	350.0

備考

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載している。

令和7年度決算に基づく奈良市公営企業の 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

（単位：％）

会計の名称		令和7年度決算に 基づく資金不足比率	経営健全化基準
法適用	水道事業会計	—	20.0
	下水道事業会計	—	
	病院事業会計	—	

備考

資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載している。

奈良市第5次総合計画の実施状況（令和7年度）の報告について

奈良市第5次総合計画の実施状況（令和7年度）について、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年奈良市条例第20号）第5条の規定により、次のとおり報告する。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 奈良市第5次総合計画実施状況（令和7年度）（別冊）

奈良市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報告について

奈良市新型インフルエンザ等対策行動計画を変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第8項において準用する同条第6項の規定により次のとおり報告する。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 奈良市新型インフルエンザ等対策行動計画（別冊）

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年7月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和8年3月31日午後10時20分頃、奈良市佐紀町地内において発生した、本市の公用車が相手方敷地内に設置された階段の手すりに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 121,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年7月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年12月3日午前9時頃、奈良市あやめ池南六丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方所有の街路灯に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 935,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年7月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和8年3月18日午前9時15分頃、奈良市四条大路二丁目地内において発生した、本市の公用車が歩行者に接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 25,499円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年7月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和8年4月10日午後8時頃、帝塚山中町緑地敷地内からの倒木により隣接する民家の屋根等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 544,199円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年7月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和8年6月6日午前10時30分頃、千代ヶ丘第2号街区公園において、遊具で遊んでいた児童が地表に露出していた金具に接触し、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 44,960円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年7月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和8年4月23日午前9時15分頃、奈良市学園大和町二丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に追突した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 786,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年7月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和8年4月23日午前9時15分頃、奈良市学園大和町二丁目地内において発生した、本市の公用車が普通自動車に追突し、同乗していた相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 27,538円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年7月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和8年4月23日午前9時15分頃、奈良市学園大和町二丁目地内において発生した、本市の公用車が普通自動車に追突し、同乗していた相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 27,538円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年7月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和8年6月8日午後8時頃、奈良市八条三丁目地内において発生した、市道の陥没により、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ及びホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 68,684円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年7月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年10月27日午前10時5分頃、奈良市三条町地内において発生した、本市の公用車が相手方所有の空調室外機に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 999,900円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和8年8月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年11月5日午前8時29分頃、奈良市西大寺国見町一丁目地内において発生した、本市の公用車がマンションのごみ集積所の屋根に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 816,200円

令和 8 年度奈良市一般会計 補正予算（第 3 号）

令和 8 年度奈良市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 184, 548 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 195, 647, 352 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		千円 38,456,466	千円 9,830	千円 38,466,296
	3. 国 庫 委 託 金	139,242	1,500	140,742
	4. 国 庫 交 付 金	9,455,078	8,330	9,463,408
19. 繰 入 金		4,794,942	46,091	4,841,033
	1. 特別会計繰入金	280,474	9,622	290,096
	2. 基 金 繰 入 金	4,514,468	36,469	4,550,937
20. 繰 越 金		346,707	810,127	1,156,834
	1. 繰 越 金	346,707	810,127	1,156,834
22. 市 債		30,772,300	318,500	31,090,800
	1. 市 債	30,772,300	318,500	31,090,800
歳 入 合 計		194,462,804	1,184,548	195,647,352

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		千円 20,661,690	千円 153,601	千円 20,815,291
	1. 総 務 管 理 費	14,300,110	153,601	14,453,711
3. 民 生 費		82,725,745	683,371	83,409,116
	1. 社 会 福 祉 費	38,499,172	341,401	38,840,573
	2. 児 童 福 祉 費	30,269,349	257,928	30,527,277
	3. 生 活 保 護 費	13,852,664	82,542	13,935,206
	4. 国民年金事務費	104,560	1,500	106,060

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 衛 生 費		千円 23,570,967	千円 50,076	千円 23,621,043
	1. 保 健 衛 生 費	4,562,433	37,136	4,599,569
	2. 保 健 所 費	817,393	12,940	830,333
9. 土 木 費		15,352,473	150,000	15,502,473
	2. 道 路 橋 梁 費	7,412,209	150,000	7,562,209
10. 消 防 費		6,082,238	4,500	6,086,738
	1. 消 防 費	6,082,238	4,500	6,086,738
11. 教 育 費		20,674,898	68,000	20,742,898
	2. 小 学 校 費	6,079,517	38,000	6,117,517
	3. 中 学 校 費	3,279,684	30,000	3,309,684
12. 災 害 復 旧 費		62,000	75,000	137,000
	2. 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	30,000	75,000	105,000
歳 出 合 計		194,462,804	1,184,548	195,647,352

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
あ や め 新 橋 架 替 工 事	令和8年度から 令和10年度まで	千円 640,000
佐 保 小 学 校 校 舎 建 設 事 業	令和8年度から 令和9年度まで	708,842

第3表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁 舎 等 施 設 整 備 事 業	589,200 ^{千円}	673,700 ^{千円}
ス ポ ー ツ 施 設 整 備 事 業	734,900	739,400
道 路 事 業	4,630,900	4,780,900
消 防 施 設 整 備 事 業	1,248,100	1,252,600
災 害 復 旧 事 業	46,000	121,000
計	30,772,300	31,090,800

令和 8 年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 12,866 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,182,866 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 繰 越 金		千円 —	千円 12,866	千円 12,866
	1. 繰 越 金	—	12,866	12,866
歳 入 合 計		34,170,000	12,866	34,182,866

(注) 「第6款 諸収入」、「第7款 市債」を「第7款 諸収入」、「第8款 市債」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 諸 支 出 金		千円 153,750	千円 12,866	千円 166,616
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	33,750	12,866	46,616
歳 出 合 計		34,170,000	12,866	34,182,866

令和 8 年度奈良市介護保険 特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 3 5, 5 5 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0, 2 3 5, 5 5 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰 越 金		千円 —	千円 235,558	千円 235,558
	1. 繰 越 金	—	235,558	235,558
歳 入 合 計		40,000,000	235,558	40,235,558

(注) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 諸 支 出 金		千円 176,434	千円 235,558	千円 411,992
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	27,249	225,936	253,185
	2. 繰 出 金	149,185	9,622	158,807
歳 出 合 計		40,000,000	235,558	40,235,558

令和 8 年度奈良市後期高齢者医療 特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 381 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,412,381 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 繰 越 金		千円 29,891	千円 381	千円 30,272
	1. 繰 越 金	29,891	381	30,272
歳 入 合 計		10,412,000	381	10,412,381

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 諸 支 出 金		千円 —	千円 381	千円 381
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	—	381	381
歳 出 合 計		10,412,000	381	10,412,381

1. 一般会計
(1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	38,456,466	9,830	38,466,296
19 繰入金	4,794,942	46,091	4,841,033
20 繰越金	346,707	810,127	1,156,834
22 市債	30,772,300	318,500	31,090,800
歳 入 合 計	194,462,804	1,184,548	195,647,352

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	20,661,690	153,601	20,815,291		89,000		64,601
3 民生費	82,725,745	683,371	83,409,116	9,830			673,541
4 衛生費	23,570,967	50,076	23,621,043				50,076
9 土木費	15,352,473	150,000	15,502,473		150,000		—
10 消防費	6,082,238	4,500	6,086,738		4,500		—
11 教育費	20,674,898	68,000	20,742,898				68,000
12 災害復旧費	62,000	75,000	137,000		75,000		—
歳 出 合 計	194,462,804	1,184,548	195,647,352	9,830	318,500		856,218
繰入金 繰越金 一般財源内訳							46,091
							810,127

2. 歳入

第15款 国庫支出金

第3項 国庫委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
2 民生費国庫委託金	94,028	1,500	95,528	4 国民年金事務取扱費委託金	1,500	国民年金事務取扱費委託金	
計	139,242	1,500	140,742				

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫交付金	5,924,856	8,330	5,933,186	5 高齢者福祉施設整備事業費交付金	8,330	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	
計	9,455,078	8,330	9,463,408				

第15款 国庫支出金

第19款 繰入金

第1項 特別会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 介護保険特別会計繰入金	149,185	9,622	158,807	1 介護保険特別会計繰入金	9,622	介護保険特別会計繰入金
計	280,474	9,622	290,096			

第19款 繰入金

第19款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	1,478,097	36,469	1,514,566	1 財政調整基金繰入金	36,469	財政調整基金繰入金
計	4,514,468	36,469	4,550,937			

第19款 繰入金

第20款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 繰越金	346,707	810,127	1,156,834	1 繰越金	810,127	歳計剰余繰越金	
計	346,707	810,127	1,156,834				

第20款 繰越金

第22款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	1,726,000	89,000	1,815,000	1 庁舎等施設整備事業債	84,500	庁舎等施設整備事業債
				3 スポーツ施設整備事業債	4,500	スポーツ施設整備事業債
8 土木債	7,205,200	150,000	7,355,200	1 道路事業債	150,000	道路橋梁新設改良事業債
9 消防債	1,248,100	4,500	1,252,600	1 消防施設整備事業債	4,500	消防施設整備事業債
11 災害復旧債	46,000	75,000	121,000	1 災害復旧事業債	75,000	土木施設災害復旧事業債
計	30,772,300	318,500	31,090,800			

第22款 市債

3. 歳出
第2款 総務費

第1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 財政管理費	3,281	11,101	14,382	一般財源	22 償還金利子及び割引料	11,101	財政事務経費
18 庁舎等施設整備事業費	648,502	138,000	786,502	特定財源 (内訳) 市債 一般財源	12 委託料	48,000	自転車駐車場整備事業
					14 工事請負費	90,000	
19 スポーツ施設整備事業費	833,700	4,500	838,200	特定財源 (内訳) 市債	12 委託料	4,500	中央体育館改修事業
計	14,300,110	153,601	14,453,711	特定財源 一般財源			

第2款 総務費

(単位：千円)

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	1,527,746	333,071	1,860,817	一般財源 333,071	22 償還金利子及び割引料	333,071	社会福祉事務経費
9 高齢者福祉施設整備事業費	117,000	8,330	125,330	特定財源 8,330 (内訳) 国庫支出金 8,330	18 負担金補助及び交付金	8,330	老人福祉施設等整備費補助事業
計	38,499,172	341,401	38,840,573	特定財源 8,330 一般財源 333,071			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	2,797,880	257,928	3,055,808	一般財源 257,928	22 償還金利子及び割引料	257,928	児童福祉事務経費
計	30,269,349	257,928	30,527,277	特定財源 0 一般財源 257,928			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	695,464	82,542	778,006	一般財源	22 償還金利子及び割引料	82,542	生活保護運営対策事業経費
計	13,852,664	82,542	13,935,206	特定財源 一般財源			

第3款 民生費

第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 国民年金事務 取扱費	104,560	1,500	106,060	特定財源 1,500 (内訳) 国庫支出金 1,500	12 委託料	1,500	国民年金事務経費
計	104,560	1,500	106,060	特定財源 1,500 一般財源 0			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健衛生総務費	611,599	37,136	648,735	一般財源	22 償還金利子及び割引料	37,136	保健衛生事務経費
計	4,562,433	37,136	4,599,569	特定財源 一般財源			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	536,445	12,940	549,385	一般財源 12,940	22 償還金利子及び割引料	12,940	保健所事務経費 衛生検査経費 12,274 666
計	817,393	12,940	830,333	特定財源 0 一般財源 12,940			

第4款 衛生費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 道路橋梁新設 改良費	5,039,408	150,000	5,189,408	特定財源 (内訳) 市債 150,000 150,000	12 委託料	150,000	道路橋梁新設改良単独事業
計	7,412,209	150,000	7,562,209	特定財源 一般財源 150,000 0			

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 消防施設費	1,642,571	4,500	1,647,071	特定財源 (内訳) 市債 4,500 4,500	12 委託料	4,500	消防施設整備事業
計	6,082,238	4,500	6,086,738	特定財源 一般財源 4,500 0			

第10款 消防費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 小学校管理費	925,804	38,000	963,804	一般財源 38,000	17 備品購入費	38,000	小学校運営管理経費
計	6,079,517	38,000	6,117,517	特定財源 一般財源 0 38,000			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 中学校管理費	395,110	30,000	425,110	一般財源 30,000	17 備品購入費	30,000	中学校運営管理経費
計	3,279,684	30,000	3,309,684	特定財源 一般財源 30,000			

第11款 教育費

第12款 災害復旧費

第2項 土木施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木施設災害 復旧事業費	30,000	75,000	105,000	特定財源 (内訳) 市債	12 委託料	5,000	河川災害復旧単独事業
					14 工事請負費	70,000	
計	30,000	75,000	105,000	特定財源 一般財源			

第12款 災害復旧費

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み 及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書									
(1. 追 加 分)									
(単位 千円)									
事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源	財 源	一 般 財 源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
あ や め 新 橋 架 替 工 事	640,000			令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	640,000	352,000	288,000		0
佐 保 小 学 校 校 舎 建 設 事 業	708,842			令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	708,842		708,800		42

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 前		補 正 後		当該年度末現在高見込額
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額		
1 . 普 通 債	29,478,200	121,325,263	29,717,200	121,564,263	
(1) 土 木	6,922,200	37,949,293	7,072,200	38,099,293	
(2) 教 育	9,458,800	38,585,820	9,463,300	38,590,320	
(4) そ の 他	12,814,200	43,536,213	12,898,700	43,620,713	
2 . 災 害 復 旧 債	46,000	223,531	121,000	298,531	
(1) 土 木	30,000	196,353	105,000	271,353	
3 . そ の 他	1,248,100	62,310,708	1,252,600	62,315,208	
(1) 消 防	1,248,100	3,271,248	1,252,600	3,275,748	
合 計	30,772,300	183,859,502	31,090,800	184,178,002	

2. 国民健康保険特別会計
(1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
6	繰越金	—	12,866	12,866
歳 入 合 計		34,170,000	12,866	34,182,866

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 諸支出金	153,750	12,866	166,616				12,866
歳 出 合 計	34,170,000	12,866	34,182,866				12,866
				一般財源内訳			繰越金
							12,866

2. 歳入

第6款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	—	12,866	12,866	1 繰越金	12,866	歳計剰余繰越金
計	—	12,866	12,866			

国民健康保険特別会計

3. 歳出

第7款 諸支出金

第1項 還付及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 償還金	—	12,866	12,866	一般財源	22 償還金利子及び割引料	12,866	国民健康保険償還金
計	33,750	12,866	46,616	特定財源 一般財源			

国民健康保険特別会計

3. 介護保険特別会計
(1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
7	繰越金	—	235,558	235,558
	歳 入 合 計	40,000,000	235,558	40,235,558

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 諸支出金	176,434	235,558	411,992				235,558
歳 出 合 計	40,000,000	235,558	40,235,558				235,558
				一般財源内訳			繰越金
							235,558

2. 歳入

第7款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	—	235,558	235,558	1 繰越金	235,558	歳計剰余繰越金
計	—	235,558	235,558			

介護保険特別会計

3. 歳出
第6款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	明
					区分	金額		
2 償還金	—	225,936	225,936	一般財源 225,936	22 償還金利子及び割引料	225,936	償還金経費	
計	27,249	225,936	253,185	特定財源 一般財源 225,936				

介護保険特別会計

第6款 諸支出金

第2項 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	明
					区分	金額		
1 一般会計繰出金	149,185	9,622	158,807	一般財源	27 繰出金	9,622	一般会計繰出経費	
計	149,185	9,622	158,807	特定財源 一般財源				

介護保険特別会計

4. 後期高齢者医療特別会計
(1) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
4	繰越金	29,891	381	30,272
	歳 入 合 計	10,412,000	381	10,412,381

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 諸支出金	—	381	381				381
歳 出 合 計	10,412,000	381	10,412,381				381
一般財源内訳 繰越金 381							

2. 歳入

第4款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	29,891	381	30,272	1 繰越金	381	歳計剰余繰越金
計	29,891	381	30,272			

後期高齢者医療特別会計

3.歳出
第3款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 償還金	—	381	381	381 一般財源	22 償還金利子及び割引料	381	後期高齢者医療償還金経費
計	—	381	381	特定財源 一般財源 0 381			

後期高齢者医療特別会計

奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例 の一部改正について

奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

(奈良市立保育所設置条例の一部改正)

第 1 条 奈良市立保育所設置条例（平成 17 年奈良市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表京西保育園の項を削る。

(奈良市立学校設置条例の一部改正)

第 2 条 奈良市立学校設置条例（昭和 39 年奈良市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表幼稚園の部奈良市立六条幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

奈良市幼保再編計画に基づき、保育所及び幼稚園の一部を再編するため、関係条例の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市一時保護委託者の登録等に関する基準 を定める条例の制定について

奈良市一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例を次のように制定しようとする。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の2第2項の規定に基づき、本市の区域内における一時保護委託者の登録等に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号。以下「一時保護委託者登録等基準」という。）において使用する用語の例による。

(一時保護委託者の登録等に関する基準)

第3条 最低基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、一時保護委託者登録等基準の定めるところによる。

(子どもの最善の利益の考慮)

第4条 登録一時保護委託者は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号）第2条第2号に規定する基本理念にのっとり、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮して、その運営を行わなければならない。

(暴力団の排除)

第5条 登録一時保護委託者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成2

4 年奈良市条例第 24 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(一時保護委託者登録等基準の規定の引用に関する経過措置)

2 第 3 条の規定の適用に関する経過措置は、一時保護委託者登録等基準附則及び一時保護委託者登録等基準を改正する府令附則に規定する経過措置の例による。

(提案理由)

児童福祉法の一部改正及び基準府令の制定に伴い、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めようとするものである。

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 55 年奈良市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「規定する個人番号カード」の次に「（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、個人番号カードとしての機能が付加された特定在留カード等の提示等による印鑑登録証明書の交付に対応するため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 の一部改正について

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第5条第1項中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第11条中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、引用条文の整理を行おうとするものである。

奈良市自転車駐車場条例の一部改正について

奈良市自転車駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市自転車駐車場条例（昭和59年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市中筋自転車駐車場の項を削る。

第3条第1号中「奈良市中筋自転車駐車場」を「奈良市高の原第二自転車駐車場及び奈良市高の原第三自転車駐車場」に改め、同号ウを削り、同条第2号を削り、同条第3号ウを次のように改める。

ウ 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットル以下のもの（以下「小型自動二輪車」という。）

第3条第3号を同条第2号とする。

第5条第2項を削る。

別表の1の表中「奈良市中筋自転車駐車場、」を削る。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（提案理由）

本市が設置する自転車駐車場の施設運営の効率化のため、施設の老朽化が進む中筋自転車駐車場を廃止しようとするものである。

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年奈良市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「315,000 円」を「330,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた奈良市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（葬祭補償の内払）

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の奈良市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 18 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 66 万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 18 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額の改定を行おうとするものである。

令和 7 年度奈良市水道事業会計
未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金 2,422,008,874 円のうち、
600,000,000 円を減債積立金に積み立て、また 1,800,000,000 円を資
本金へ組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和7年度奈良市下水道事業会計
未処分利益剰余金の処分について

令和7年度奈良市下水道事業会計未処分利益剰余金978,040,031円のうち、
600,000,000円を減債積立金に積み立て、また300,000,000円を資
本金へ組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

財産の取得について

災害用物資備蓄事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
組立式仮設トイレ	ほぼ紙トイレ	67台

2. 契 約 金 額 32,059,500円

3. 契約の相手方 奈良市神殿町571番地の1
株式会社山口商会奈良支店
支店長 上前 拓也

財産の取得について

ごみ収集車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 物品の表示

	名 称	種 類	数 量
1	塵芥収集車	2 t 回転板式（ディーゼル車）	3 台
2	塵芥収集車	2 t プレスプレート式（ディーゼル車）	2 台

2. 契 約 金 額 56,111,000円

3. 契約の相手方 奈良市南京終町三丁目1534番地

奈良マスダ株式会社

代表取締役 増田 全宏

財産の取得について

ごみ収集車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
塵芥収集車	2 t プレスプレート式（ディーゼル車）	2 台

2. 契 約 金 額 21,560,000円

3. 契約の相手方 奈良市北之庄西町一丁目5番8号
三徳商会
山村 信好

財産の取得について

ごみ収集車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲川 元庸

1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
普通貨物自動車	2 t ダンプ車	2 台

2. 契 約 金 額 15,123,900円

3. 契約の相手方 奈良市南京終町三丁目1534番地
奈良マスダ株式会社
代表取締役 増田 全宏

財産の取得について

焼却灰等運搬車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
大型自動車	10t ダンプ車	1 台

2. 契 約 金 額 29,150,000円

3. 契約の相手方 奈良県天理市嘉幡町578番地1
いすゞ自動車近畿株式会社奈良支店
支店長 岡本 和美

財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 物品の表示

	名 称	種 類	数 量
1	消防ポンプ自動車	災害対応特殊CD-I型消防ポンプ自動車	1 台
2	消防ポンプ自動車	CD-I型消防ポンプ自動車	1 台

2. 契 約 金 額 127,380,000円

3. 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク32番地
株式会社モリタ関西支店
支店長 高岡 雄二

財産の取得について

消防車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
救急自動車	高規格救急自動車	3 台

2. 契 約 金 額 101,640,000円

3. 契約の相手方 奈良市大安寺町498番地1
奈良日産自動車株式会社奈良店法人営業課
課長 池田 昌浩

財産の取得について

佐保小学校校舎建設事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 物品の表示

名 称	種類・数量
給食用厨房機器	別表のとおり

2. 契 約 金 額 44,550,000円

3. 契約の相手方 奈良県橿原市曾我町136-4

モリモト

代表者 森本 佑樹

別 表

物品種類		数量	物品種類		数量
デジタル台秤	DP-6701K-30	1	移動スライサーシンク	1200×600×800	1
移動式台秤	650×450×600	1	移動台	1200×750×800	2
検収台	600×600×800	1	ガス回転釜 (フライヤー仕様)	ACFDX-40EKH	1
検食用冷凍庫	HF-63BT-KS	1	ガス回転釜 (両面)	KIG1DX-40KH	3
冷蔵庫	HR-150B3-ML	1	立型炊飯器	LG-000-150	3
冷凍庫	HF-150B3-ML	1	スチームコンベクション オープン	SSCG-20D	1
テーブル型冷蔵庫	RT-150SDJ-ML	2	真空冷却機	AVS-35B	1
ドライ式ピーラー	P-84D特	1	テーブルコンロ	RSB-206SV	1
スタッキングカート	STK-500	4	架台	800×600×650	1
シェルフ	P1900-4/BS1220-4	3	スタッキングカート	STK-500	6
作業台	900×750×800	1	移動式水切台	900×600×600	5
移動台	900×600×800	1	冷凍冷蔵庫	HRF-75 B-(L)	1
移動式一槽シンク	900×600×800	1	ガス回転釜 (両面)	KIG2DX-L40KH	1
水切台	900×900×800	1	トレー置き台車	1000×700×850	2
器具消毒保管機	MCWK-30-s	1	ご飯・パン棚	1800×750×1900	2
器具消毒保管機	MCSK-10-s	1	牛乳保冷库 B 3	MR-150B3	1
包丁まな板殺菌庫	EC-155	1	移動パンラック	1500×600×1800	1
水圧洗米機	RWO-38	1	移動式一槽シンク	750×750×800	4
受けシンク	700×650×400	1	作業台	(720)×690×800	2
冷凍冷蔵庫	HRF-150BF3	1	移動式水切台	1200×750×800	1
包丁まな板殺菌庫	EC-155	1	食器洗浄機	EOD-M23BE2-L	1
スライサー円盤殺菌庫	EC-155特	1	食器受台	1200×750×700	1
移動式一槽シンク	750×750×800	3	移動台	900×600×800	2
野菜裁断機	VC-4N	1			

町の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、令和 9 年 3 月 1 日から本市内の区域のうち別図 1 に示す町の区域を別図 2 に示すとおり変更する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

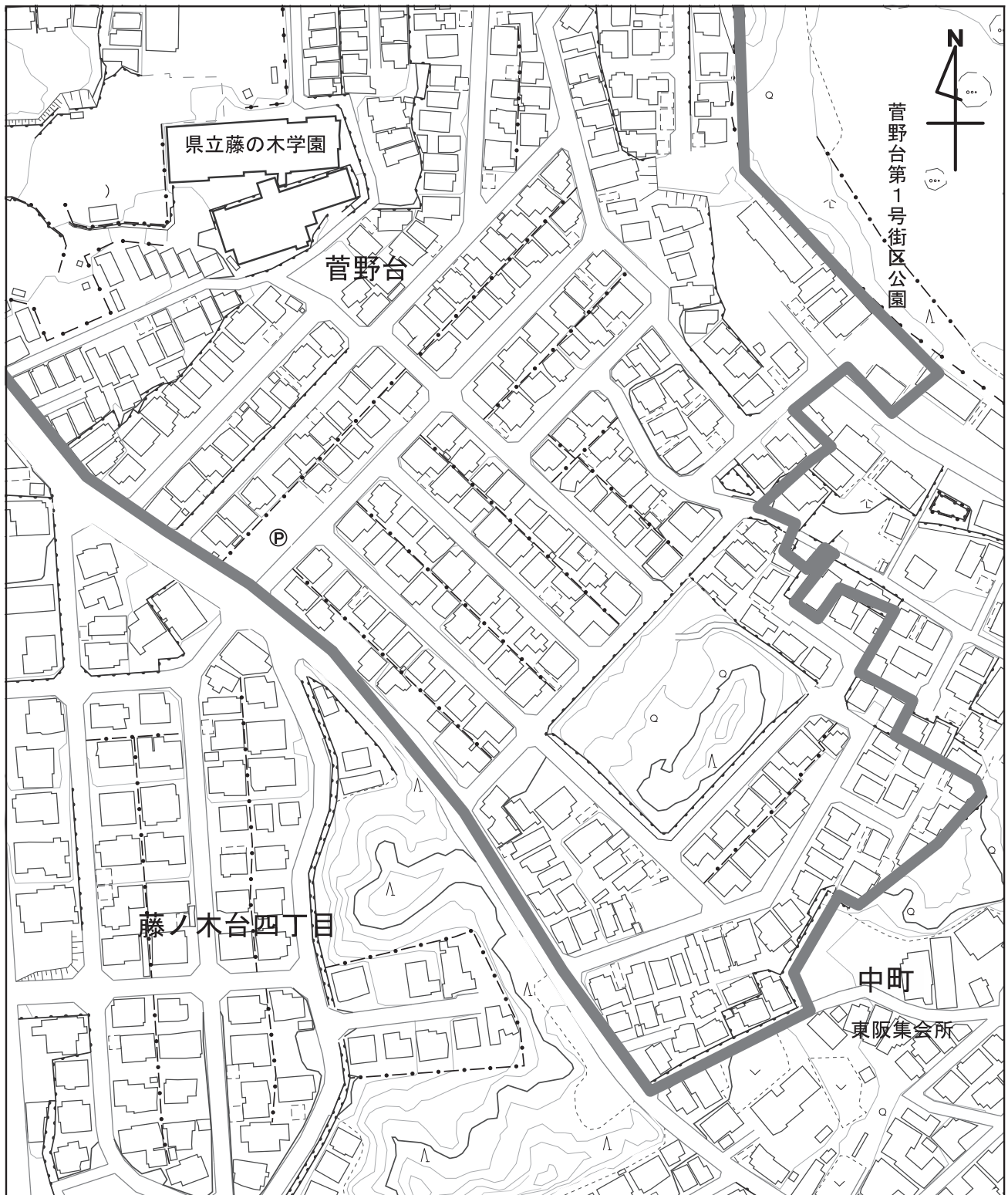
別図 1
(変更前)



凡例	
	現町界

100m

別図2 (変更後)



人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所



氏 名

こめ なみ な み こ
米 浪 奈 美 子



履 歴 書

氏 名 米 浪 奈 美 子

生年月日 ■■■■■■■■■■

現 住 所 ■■■■■■■■■■

学 歴

■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■

職 歴

■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 ■■■■■■■■■■

氏 名 にし く は しげ み
西 久 保 繁 巳

■■■■■■■■■■

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所



氏 名

みず 丸 き み こ
水 丸 貴 美 子



履 歷 書

氏 名 水 丸 貴 美 子

生年月日

現住所

學歷

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

歷 職

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所



氏 名

いまにし ふじ お
今 西 不 二 男



履 歴 書

氏 名 今 西 不 二 男

生年月日 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和8年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所



氏 名

ふく だ よし たか
福 田 芳 高



履 歷 書

氏 名 福 田 芳 高

生年月日

現住所

學 歷

歷 職

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

